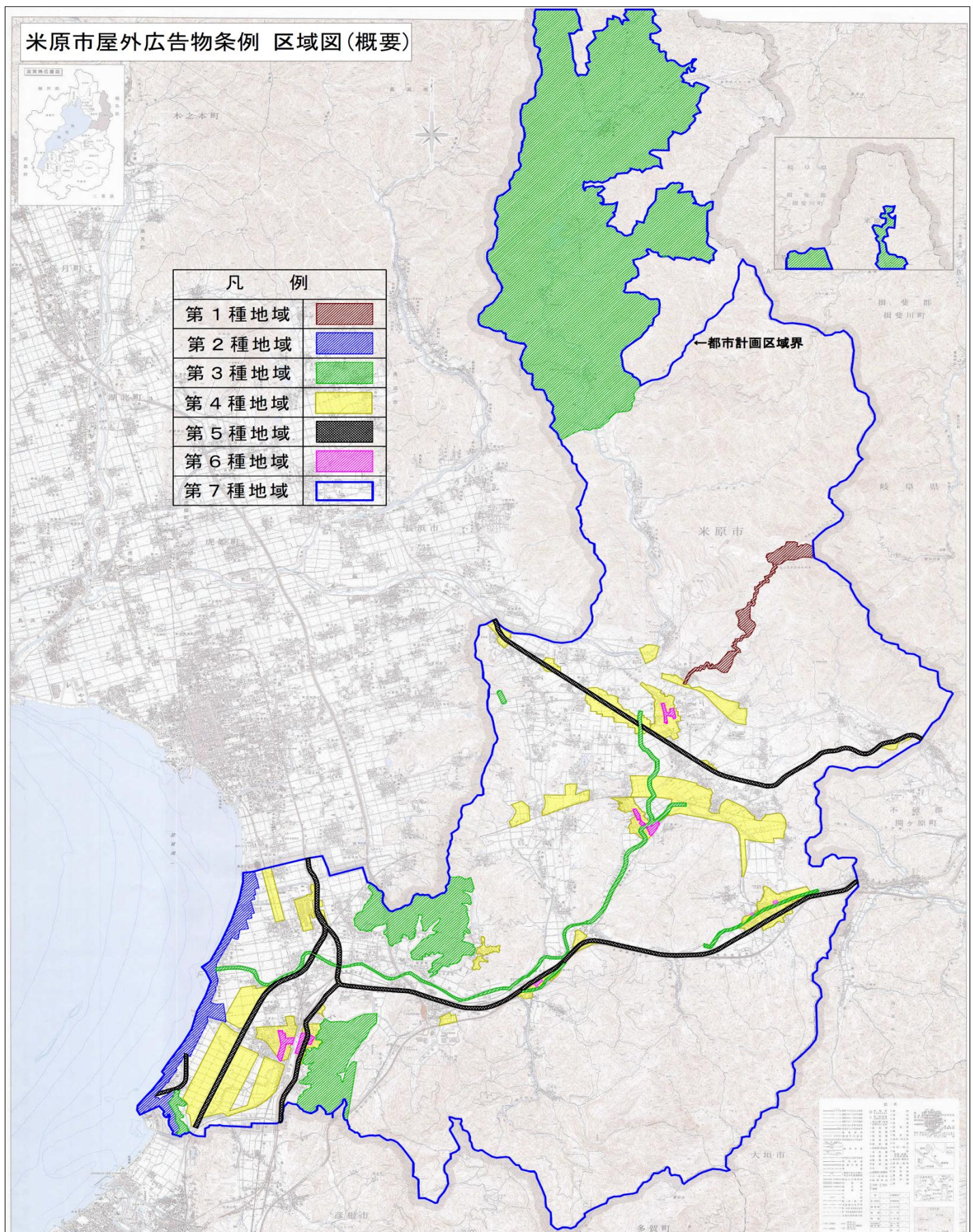


第3章 許可区域の基準について

許可区域に掲出する場合は、原則として許可が必要です。また、掲出できる大きさなどの制限があります。

1 許可区域



2 許可の基準

許可区域に屋外広告物を掲出する場合は、原則として市長の許可が必要となり、許可の基準に適合する必要があります。

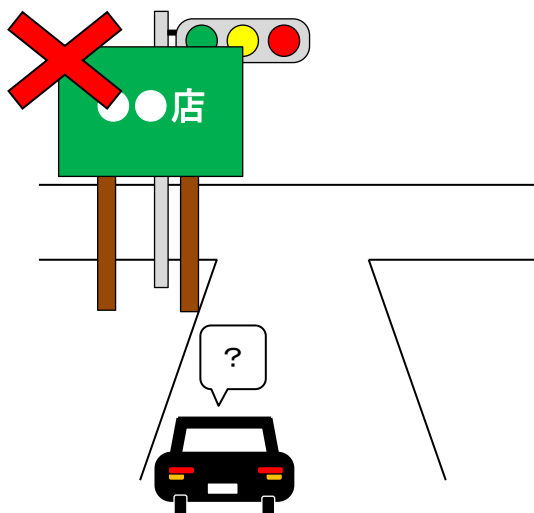
① 全ての地域に共通する基準

1. 都市および自然美を損なわないように表示し、かつ、面積、色彩、形状、意匠等を周囲の環境に調和させること
2. 原則として表示面の色数を抑えるとともに、高彩度の色彩を複数使用しないこと
3. 蛍光および発光を伴う塗料または材料を用いないこと
4. 電光表示板等および照明を伴うものにあつては、過剰な光量、照射範囲などによって、良好な景観または風致を害しないこと
5. 電光表示板等の発光広告物にあつては、その点滅および表示速度は努めて緩やかにすること
6. 道路標識、信号機、交差点等の付近では、交通安全の妨げにならないようにすること

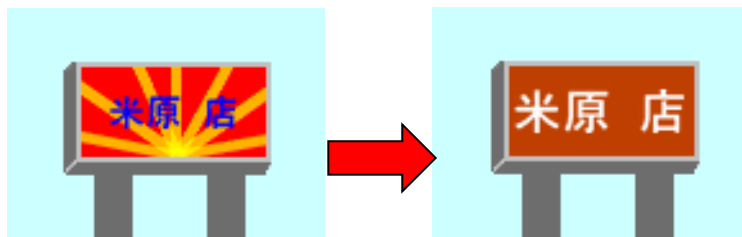
※電光表示板等・・・可変表示（LED 等を用いた動画の広告板および映像装置、電子広告、ネオンサインその他常時表示内容を変えることができるものをいう）を用いたもの。または可変式照明付き広告物（回転灯または光源の運動、明滅、照射方向の運動を伴う照明と一体となった広告物）を用いたもの。



※周囲の環境に調和させましょう



※交通安全の妨げにならないようにしましょう



※高彩度の色数を抑えましょう

② 地域区分ごとの基準

第1種地域

規制方針

伊吹山の登山道およびその周辺の景観を保全するため、広告物の掲出を最小限に抑え、形態・色彩等が周囲に調和したものとなるよう規制・誘導します。

適用除外

自家用広告物の表示面積の合計が5㎡以内

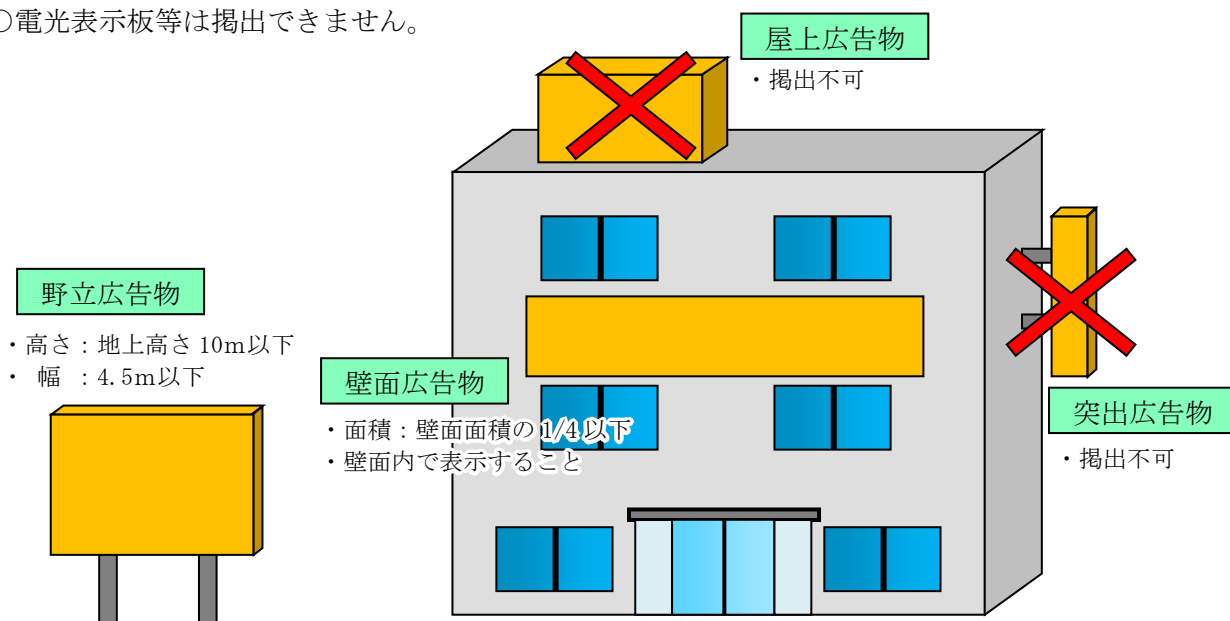
許可基準

色彩

全ての表示面において、R・YR・Y系の色相で彩度8以下、その他の色相で彩度6以下であること。ただし、基準値を超える彩度について、広告物の表示面積の1/3までは使用できます。

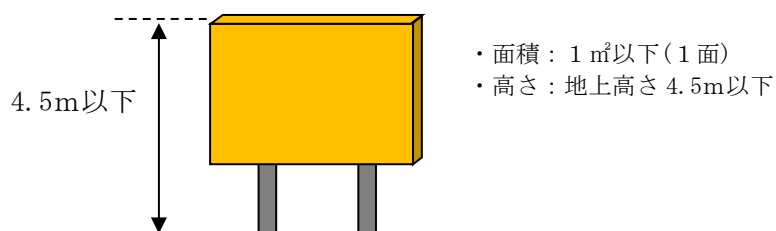
自家用広告物の基準

- 自家用広告物の表示面積の合計は15㎡以下とします。
- 電光表示板等は掲出できません。



非自家用広告物の基準

- 野立広告物のみ掲出が可能です。
- 同一広告主が掲出する場合の相互間距離は500m以上離す必要があります。
- 電光表示板等は掲出できません。



第2種地域

規制方針

琵琶湖周辺の景観を保全するため、広告物の掲出を最小限に抑え、形態・色彩等が周囲に調和したものとなるよう規制・誘導します。

適用除外

自家用広告物の表示面積の合計が5㎡以内

許可基準

色彩

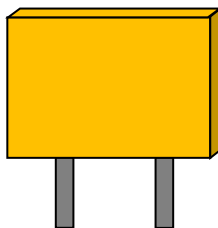
全ての表示面において、R・YR・Y系の色相で彩度10以下、その他の色相で彩度8以下であること。ただし、基準値を超える彩度について、広告物の表示面積の1/3までは使用できます。

自家用広告物の基準

- 自家用広告物の表示面積の合計は15㎡以下とします。
- 電光表示板等は掲出できません。

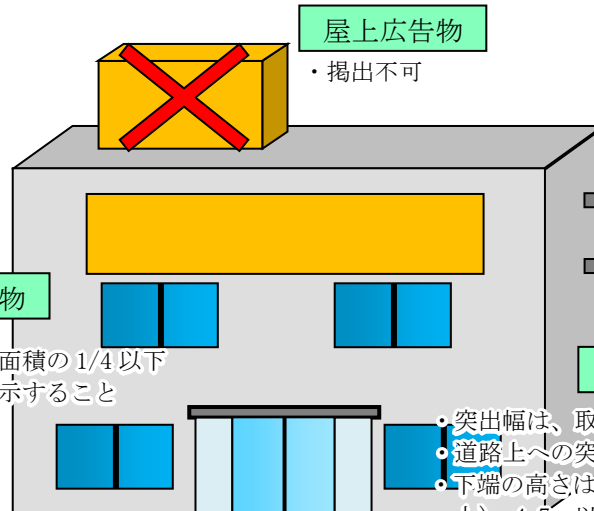
野立広告物

- ・高さ：地上高さ10m以下
- ・幅：4.5m以下



壁面広告物

- ・面積：壁面面積の1/4以下
- ・壁面内で表示すること



屋上広告物

- ・掲出不可

突出広告物

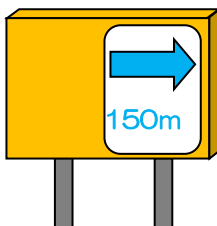
- ・突出幅は、取付け壁面から1.5m以下
- ・道路上への突出し幅は1m以下
- ・下端の高さは、地上から2.7m以上（歩道上）・4.7m以上（車道上）
- ・上端は、取付け壁面の高さを超えないもの

非自家用広告物の基準

- 誘導内容(※)が表示面積の40%以上を占める必要があります。
- 同一広告主が掲出する場合の相互間距離は500m以上離す必要があります。
- 電光表示板等は掲出できません。

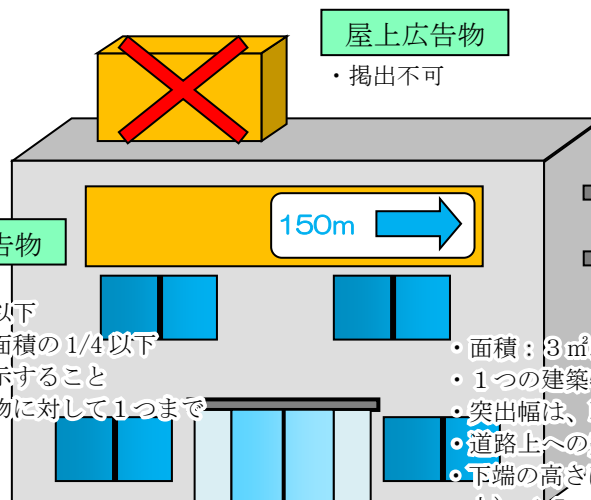
野立広告物

- ・面積：3㎡以下（1面）
- ・高さ：地上高さ4.5m以下



壁面広告物

- ・面積：3㎡以下
- ・面積：壁面面積の1/4以下
- ・壁面内で表示すること
- ・1つの建築物に対して1つまで



屋上広告物

- ・掲出不可

突出広告物

- ・面積：3㎡以下（1面）
- ・1つの建築物に対して1つまで
- ・突出幅は、取付け壁面から1.5m以下
- ・道路上への突出し幅は1m以下
- ・下端の高さは、地上から2.7m以上（歩道上）・4.7m以上（車道上）
- ・上端は、取付け壁面の高さを超えないもの

※誘導内容とは・・・地図または地名、路線名、矢印や方角、店舗までの距離、敷地出入口の場所などを示す案内の内容のこと

第3種地域

規制方針

自然景観および文化的・歴史的景観を保全するため、形態・色彩等が周囲の景観に調和したものとなるよう規制・誘導します。

適用除外

自家用広告物の表示面積の合計が 5 m² 以内

許可基準

色彩

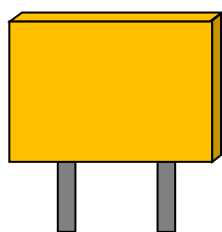
全ての表示面において、R・Y R・Y系の色相で彩度 10 以下、その他の色相で彩度 8 以下であること。ただし、基準値を超える彩度について、広告物の表示面積の 1/3 までは使用できます。

自家用広告物の基準

- 自家用広告物の表示面積の合計は 15 m² 以下とします。
- 電光表示板等は掲出できません。

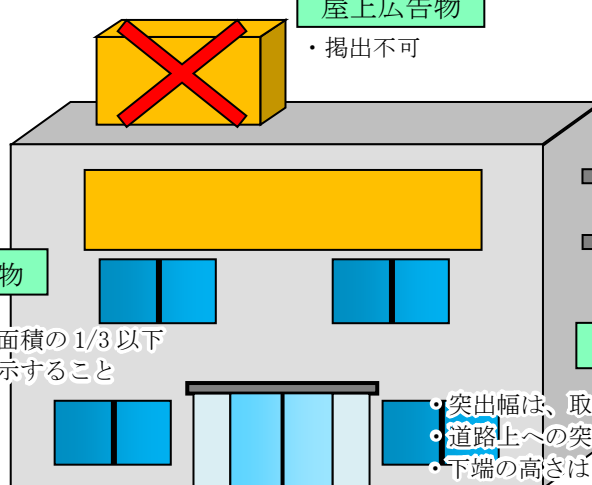
野立広告物

- ・高さ：地上高さ 10m 以下



壁面広告物

- ・面積：壁面面積の 1/3 以下
- ・壁面内で表示すること



屋上広告物

- ・掲出不可

突出広告物

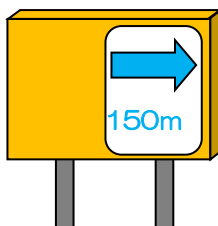
- ・突出幅は、取付け壁面から 1.5m 以下
- ・道路上への突出し幅は 1m 以下
- ・下端の高さは、地上から 2.7m 以上（歩道上）・4.7m 以上（車道上）
- ・上端は、取付け壁面の高さを超えないもの

非自家用広告物の基準

- 誘導内容を表示面積の 40% 以上占める必要があります。
- 同一広告主が掲出する場合の相互間距離は 500m 以上離す必要があります。
- 電光表示板等は掲出できません。

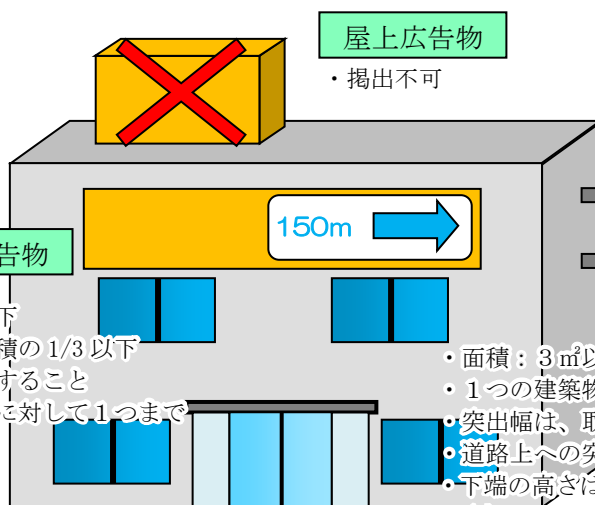
野立広告物

- ・面積：5 m² 以下（1 面）
- ・高さ：地上高さ 4.5m 以下



壁面広告物

- ・面積：3 m² 以下
- ・面積：壁面面積の 1/3 以下
- ・壁面内で表示すること
- ・1つの建築物に対して1つまで



屋上広告物

- ・掲出不可

突出広告物

- ・面積：3 m² 以下（1 面）
- ・1つの建築物に対して1つまで
- ・突出幅は、取付け壁面から 1.5m 以下
- ・道路上への突出し幅は 1m 以下
- ・下端の高さは、地上から 2.7m 以上（歩道上）・4.7m 以上（車道上）
- ・上端は、取付け壁面の高さを超えないもの

第4種地域

規制方針

市内の代表する田園や山並みの景観および居住地域の生活環境を保全するため、広告物の形態・色彩等の規制・誘導します。

適用除外

自家用広告物の表示面積の合計が 10 m²以内

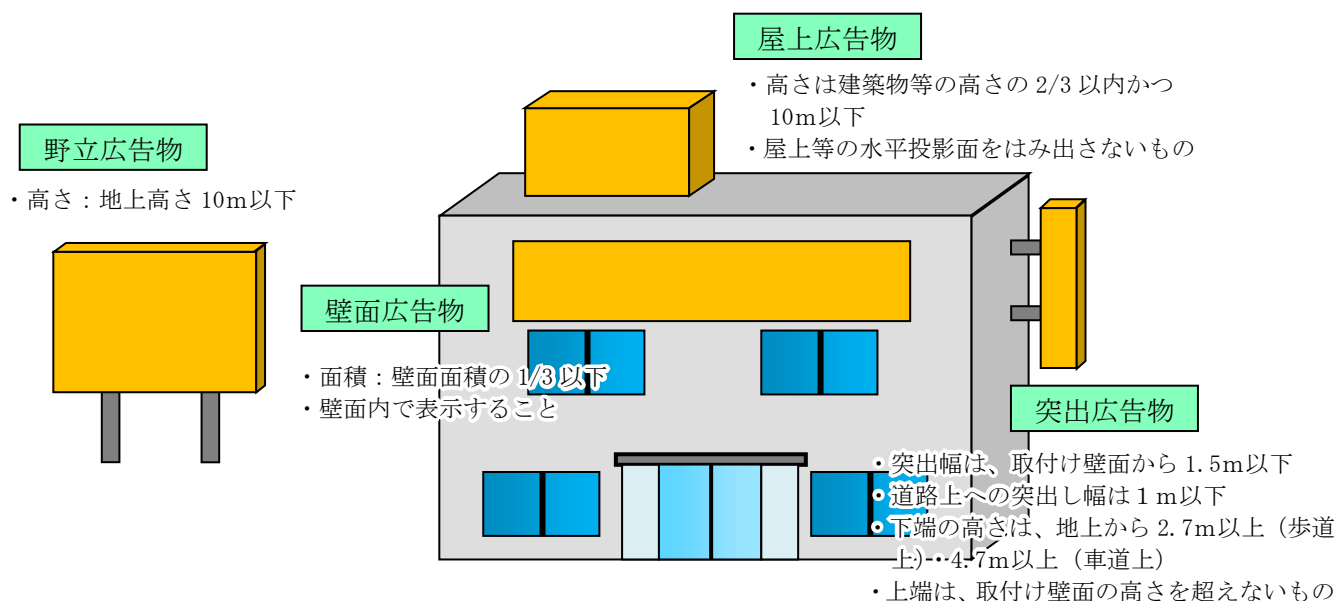
許可基準

色彩

全ての表示面において、R・YR・Y系の色相で彩度 10 以下、その他の色相で彩度 8 以下であること。ただし、基準値を超える彩度について、広告物の表示面積の 1/3 までは使用できます。

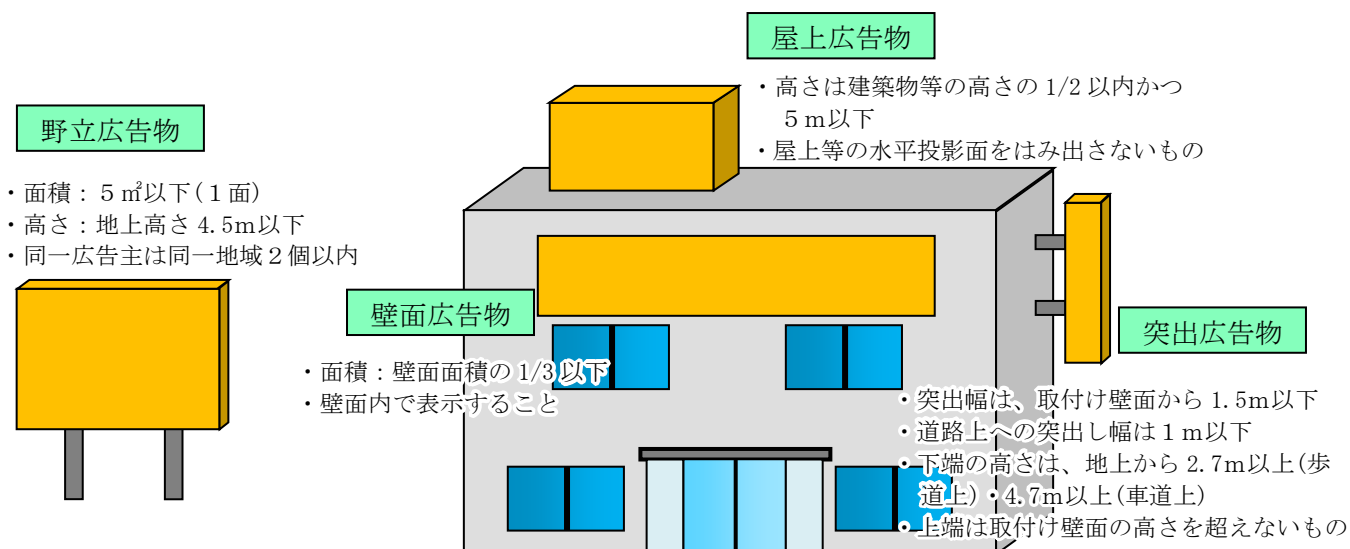
自家用広告物の基準

○電光表示板等は可変表示部分の面積は 1 面につき 5 m²以下（総面積 10 m²以下）であること。



非自家用広告物の基準

○電光表示板等は掲出できません。



第5種地域

規制方針

交通量の多い幹線道路沿いのため、広告物の乱立を防ぐよう規制・誘導します。

適用除外

自家用広告物の表示面積の合計が 10 m²以内

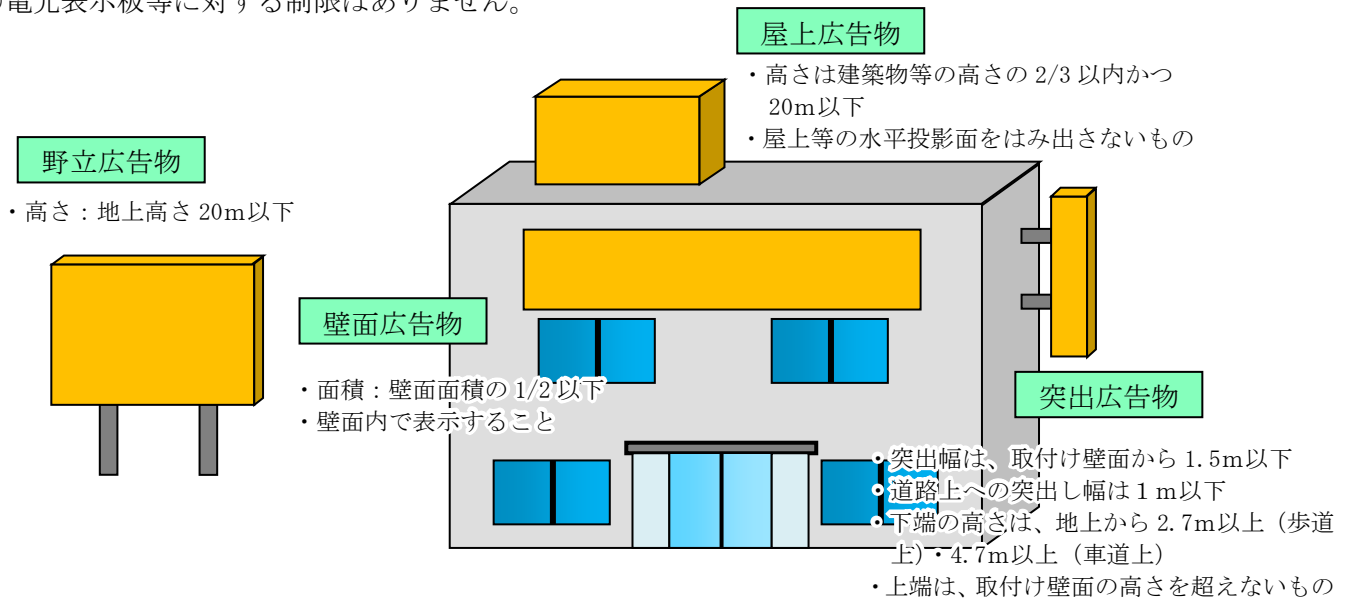
許可基準

色彩

全ての表示面において、全ての色相で彩度 10 以下であること。
ただし、基準値を超える彩度について、広告物の表示面積の 1/3 までは使用できます。

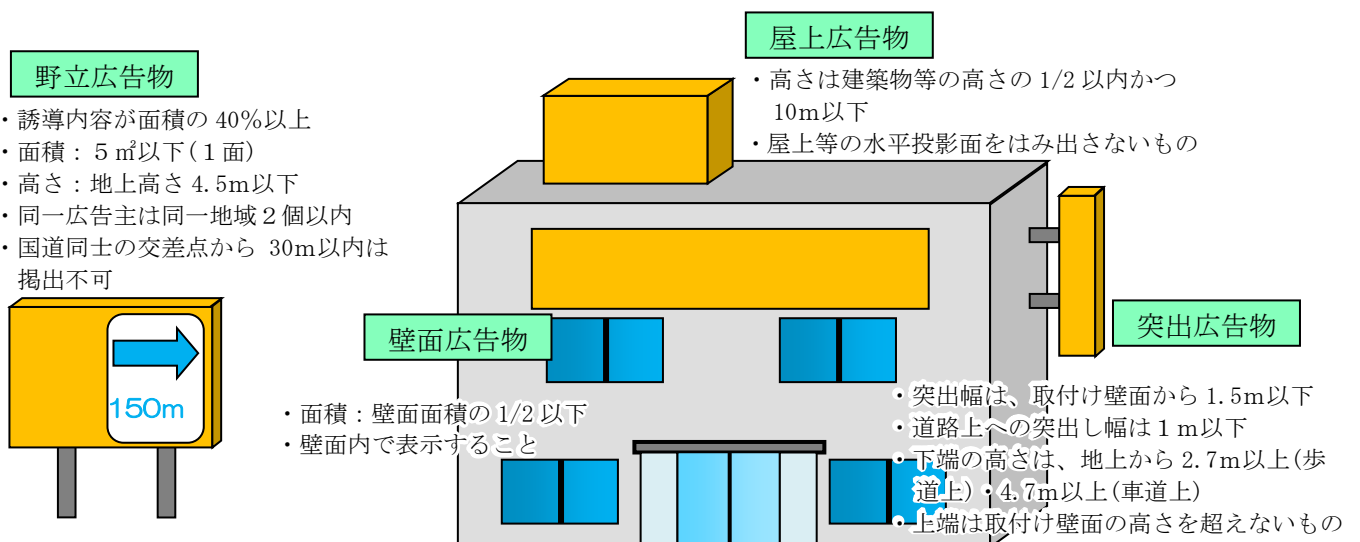
自家用広告物の基準

○電光表示板等に対する制限はありません。



非自家用広告物の基準

○電光表示板等は掲出できません。



第6種地域

規制方針

商業店舗が立地する地域において、賑わいを創生するため、制限を緩和した誘導をします。

適用除外

自家用広告物の表示面積の合計が 10 m²以内

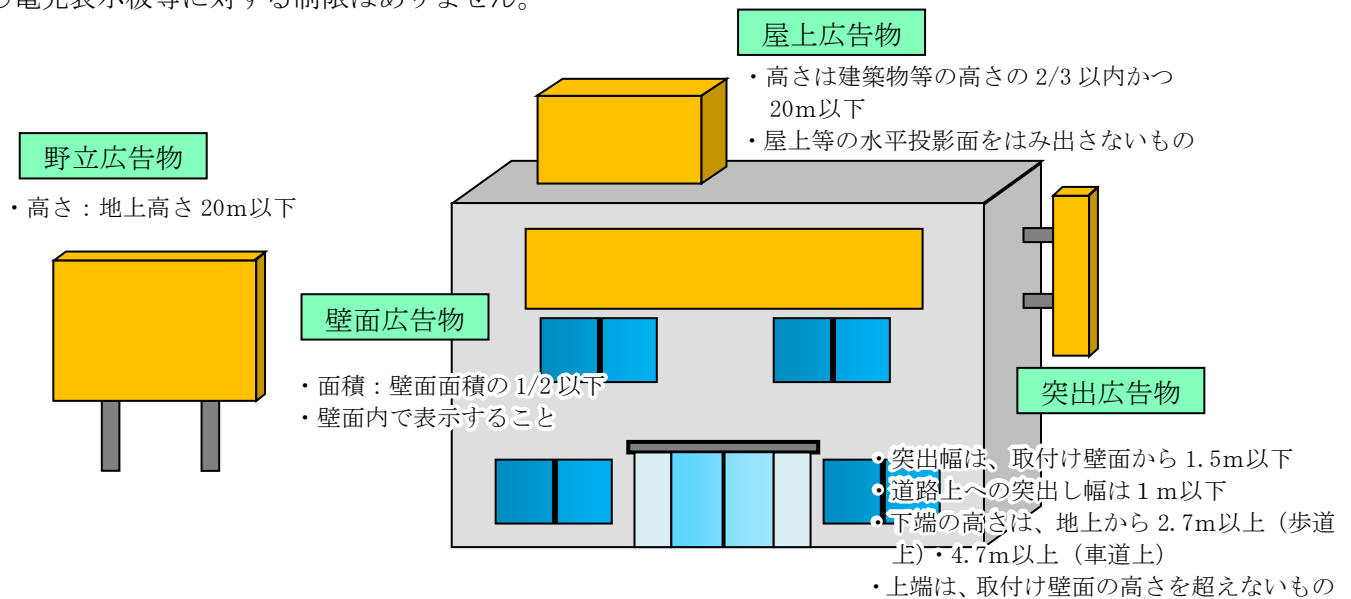
許可基準

色彩

制限はありません。

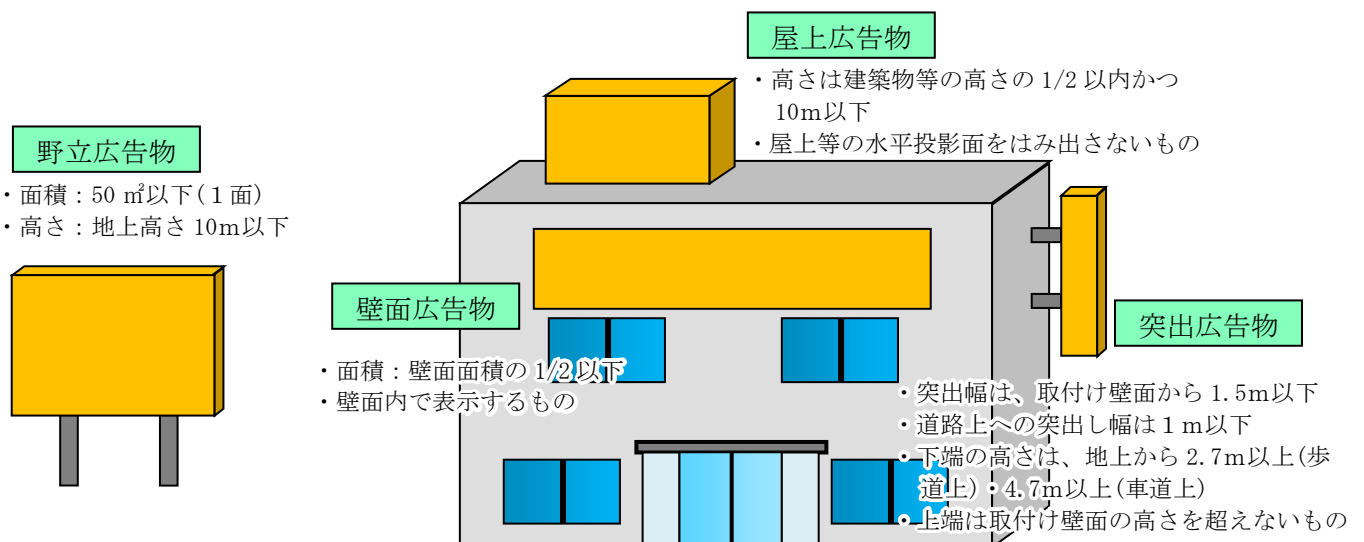
自家用広告物の基準

○電光表示板等に対する制限はありません。



非自家用広告物の基準

○電光表示板等は掲出できません。



第7種地域

規制方針

第1種から第6種地域に属さない地域で、その形態・色彩等が周囲の景観に調和したものとなるよう規制・誘導します。

適用除外

自家用広告物の表示面積の合計が 10 m²以内

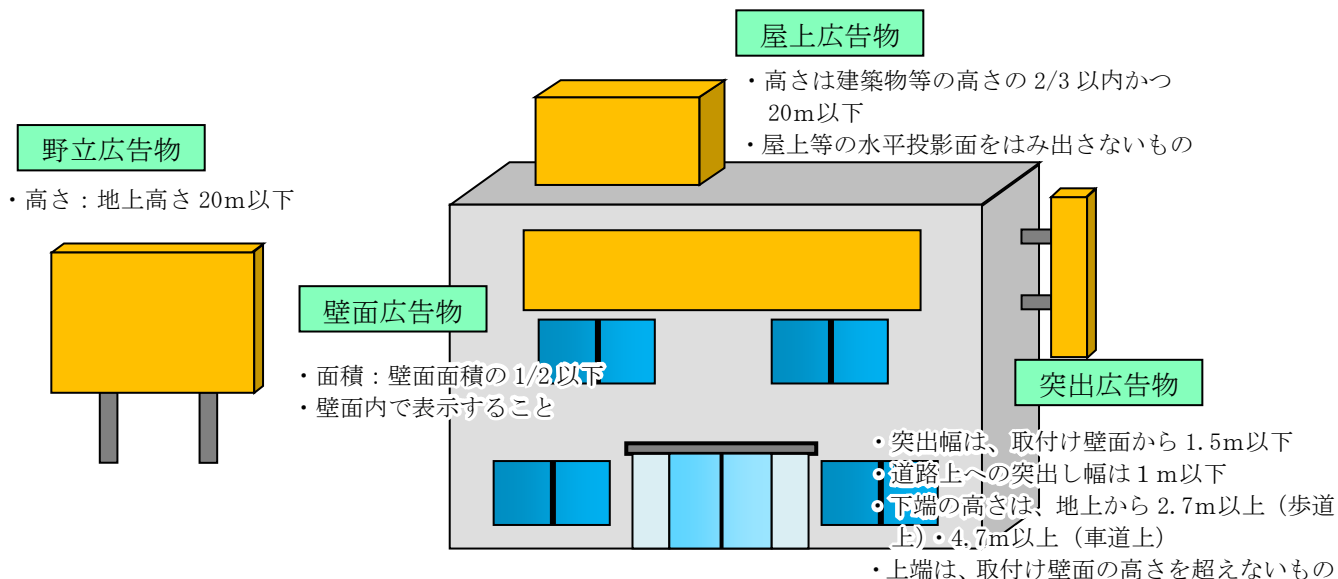
許可基準

色彩

全ての表示面において、全ての色相で彩度 10 以下であること。
ただし、基準値を超える彩度について、広告物の表示面積の 1/3 までは使用できます。

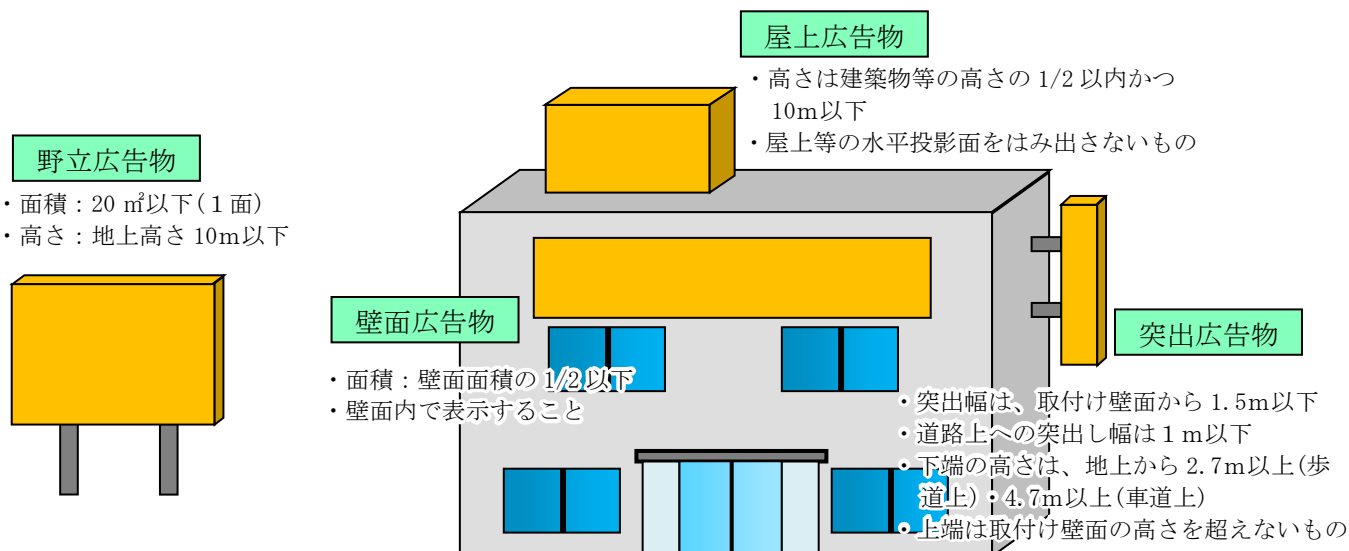
自家用広告物の基準

○電光表示板等は可変表示部分の面積は 1 面につき 10 m²以下（総面積 20 m²以下）であること。



非自家用広告物の基準

○電光表示板等は掲出できません。



その他の広告物の基準

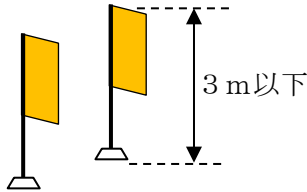
・表示面の色彩は、地域の区分ごとの基準と同じです。

広告旗の基準

● 自家用広告物

(全ての地域)

- ・高さ(脚を含む) 3 m以下



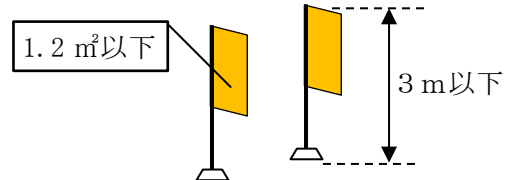
● 非自家用広告物

(第1種地域～第3種地域)

- ・掲出不可

(第4種地域～第7種地域)

- ・面積: 1.2 m²以下(1面)
- ・高さ(脚を含む) 3 m以下

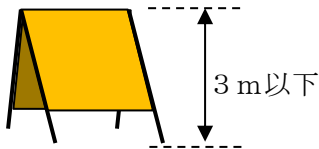


立看板の基準

● 自家用広告物

(全ての地域)

- ・地上高さ 3 m以下



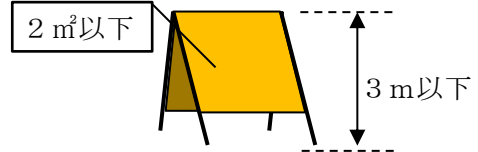
● 非自家用広告物

(第1種地域～第3種地域)

- ・掲出不可

(第4種地域～第7種地域)

- ・面積: 2 m²以下(1面)
- ・地上高さ 3 m以下



電柱の類を利用する広告の基準

(第1種地域)

- ・掲出できません。

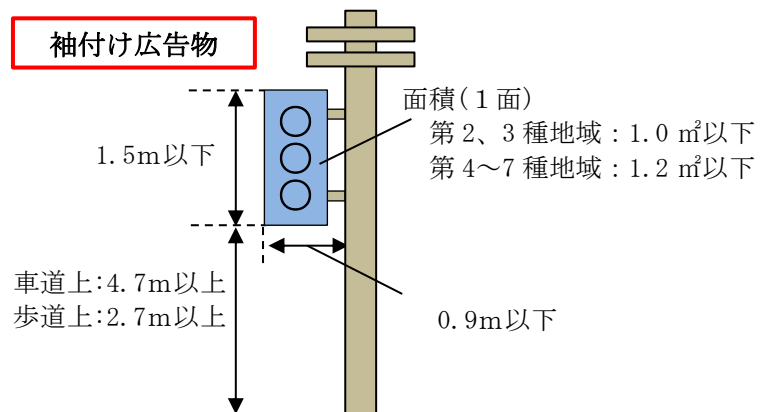
(第2種地域、第3種地域)

- ・位置や大きさの基準は図のとおりです。
- ・誘導内容が表示面積の40%以上を占める必要があります。
- ・同一広告主が掲出する場合の相互間距離は500m以上離す必要があります。
- ・1柱につき巻付け広告物1巻きおよび袖付け広告物1個以内とします。

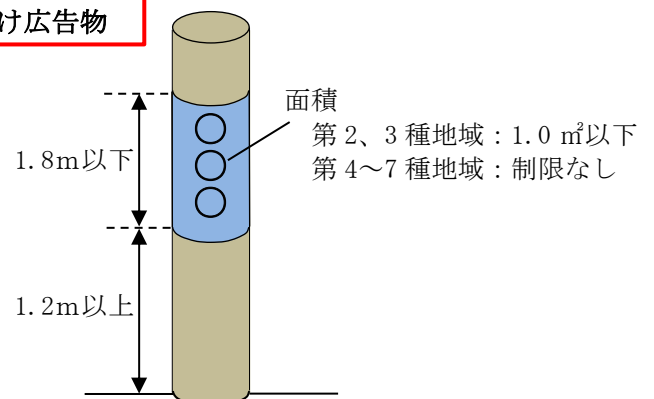
(第4種地域～第7種地域)

- ・位置や大きさの基準は図のとおりです。
- ・1柱につき巻付け広告物1巻きおよび袖付け広告物1個以内とします。

袖付け広告物



巻付け広告物



③ 色彩基準

米原市屋外広告物条例では、色彩を「マンセル表色系」により表現しています。

マンセル表色系では、色彩を色相、明度、彩度の三属性によって表現します。表示面に使用できる色彩の例は以下のとおりです。

マンセル表色系の見方

マンセル表色系には「色相・明度・彩度」の色彩の三属性があります。

- ・色相は、色の様相の相違であり、赤(R)、黄(Y)、緑(G)、青(B)、紫(P)等の色名によって特徴づけられます。白、黒、灰といった無彩色はNと表現します。
- ・明度は色の明るさを表します。明るい色ほど数値が大きくなります。
- ・彩度は色の鮮やかさを表します。鮮やかな色ほど、数値が大きくなります。無彩色は、彩度0となります。

表現と読み方

(5アール6の2)

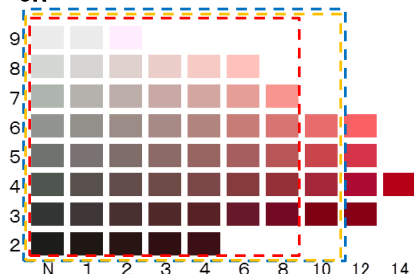
5 R 6.0 / 2.0

色相

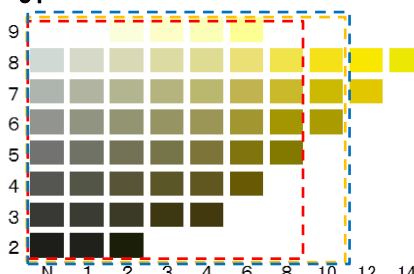
明度

彩度

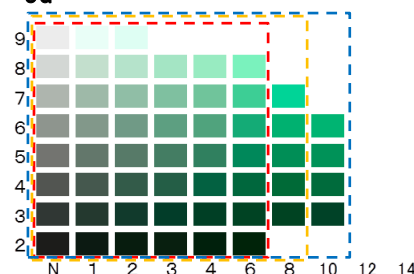
5R



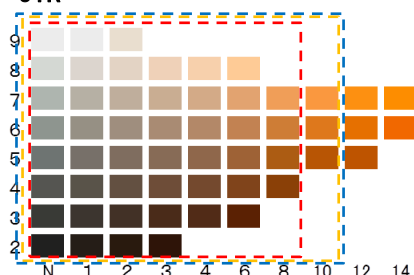
5Y



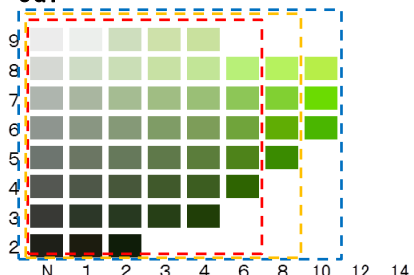
5G



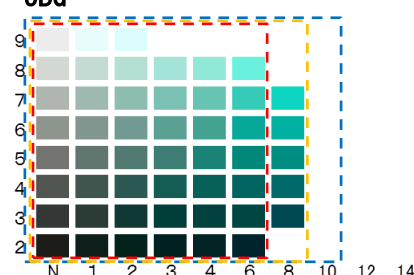
5YR



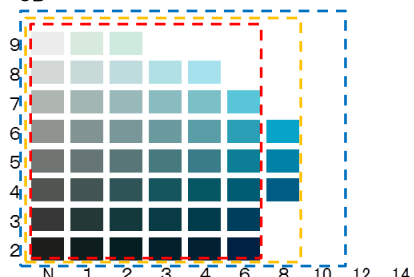
5GY



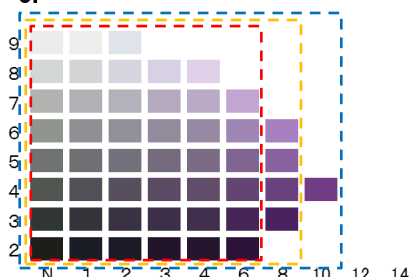
5BG



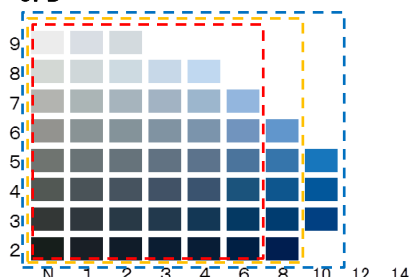
5B



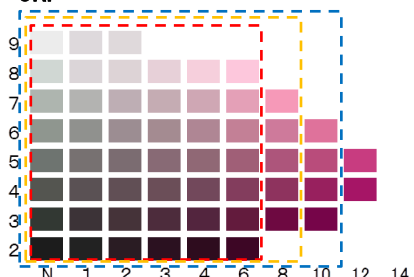
5P



5PB



5RP



第1種地域の色彩基準

第2種地域～第4種地域の色彩基準

第5種地域、第7種地域の色彩基準

第6種地域は制限なし

※ただし、基準値を超える彩度は、広告物の表示面積の1/3以下であれば使用できます。

3 適用除外広告物

社会生活上の必要最小限の広告物や、掲出の目的によって、規制の一部を適用除外としています。

① 許可が不要な屋外広告物（禁止物件に掲出ができるもの）

1. 法令の規定により表示する広告物
2. 公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等
3. 非常災害その他緊急の必要がある場合に表示する広告物
4. 景観重要建造物に表示する広告物で、当該景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成すると認められるもの
5. 送電用鉄塔、煙突、ガスタンクの類に所有者または管理者が自己の氏名、名称、店名もしくは商標または自己の事業もしくは営業の内容を表示するための広告物で、規則で定める基準に適合するもの
6. 橋りょう、街路樹、郵便ポスト、信号機等にその所有者または管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの
7. 煙突、ガスタンク等に表示する広告物で周囲の景観と調和し、かつ、宣伝の用に供されるものでないもの
8. 公益上必要な施設または物件で寄贈者名等を表示するもののうち、規則で定める基準に適合するもの
9. 国または地方公共団体が表示する広告物※¹
10. 公共的団体が公共的目的をもって表示する広告物※²

② 許可が不要な屋外広告物（禁止物件に掲出ができないもの）

1. 自家用広告物で、表示面積の合計が次の基準を満たすもの
第1種地域～第3種地域 表示面積の合計 5 m²以内
第4種地域～第7種地域 表示面積の合計 10 m²以内
2. 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地または物件に管理上の必要に基づき表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの
3. 冠婚葬祭または祭礼等のため慣例上一時的に表示する広告物
4. 講演会、講習会、展覧会、音楽会その他の催物のため、当該開催期間中その会場の敷地内に表示する広告物
5. 建設工事について表示される広告物で当該工事期間中に表示されるものまたは工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示される広告物で周囲の景観と調和し、かつ、宣伝の用に供されるものでないもの
6. 人、動物または車両、船舶等移動するものに表示する広告物
7. 地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物
8. 政治資金規正法第6条第1項の規定による届出を行った政党その他の政治団体が表示する立看板、広告旗、はり紙、はり札もしくはこれらに類する広告物で、規則で定める基準に適合するもの
9. 表示の日から14日以内に自ら除却する旨ならびに責任者の住所、氏名および連絡先を明示して表示する広告物

※¹ 広告物を表示するときは、あらかじめ通知が必要です。

※² 広告物を表示するときは、あらかじめ届出が必要です。